

国際観光旅客税法等に基づく税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄及び委任の制限についての公告

国際観光旅客税法施行令(平成30年政令第161号)第8条第3項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任しない税関長の権限について、下記のとおり公告します。

令和4年3月30日

名古屋税関長 源新 英明

記

- 1 税関出張所及び税関支署出張所の管轄は、別表のとおりとする。
- 2 次に掲げる税関出張所及び税関支署出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第8条第1項第2号に掲げる権限の全部を制限する。
 - (1) 清水税関支署興津出張所
 - (2) 豊橋税関支署蒲郡出張所
 - (3) 名古屋税関南部出張所
 - (4) 名古屋税関西部出張所

附 則（令和4年公示第69号）

- 1 この公告は、令和4年3月30日から適用する。
- 2 国際観光旅客税法等に基づく税関長の権限の委任に係る税関官署の管轄区域及び委任の制限についての公告（平成30年公示第296号）は廃止する。ただし、この公告の適用前にした行為に対する旧公告及び附則の規定については、この公告の適用後も、なおその効力を有する。

別表

税関官署名	管轄
名古屋税関 諏訪出張所	長野県
清水税関支署 興津出張所	静岡県のうち 静岡市清水区のうち横砂南町、横砂、横砂中町、横砂本町、横砂東町、興津清見寺町及び興津本町並びにこれらの地先
清水税関支署 浜松出張所	静岡県のうち 浜松市 磐田市 袋井市 湖西市 周智郡
清水税関支署 沼津出張所	静岡県のうち 沼津市 热海市 三島市 伊東市 御殿場市 裾野市 伊豆市 伊豆の国市 田方郡 駿東郡
清水税関支署 田子の浦出張所	静岡県のうち 富士宮市 富士市
清水税関支署 焼津出張所	静岡県のうち 島田市（静岡空港を除く。） 烧津市 藤枝市 榛原郡
清水税関支署 御前崎出張所	静岡県のうち 掛川市 御前崎市 菊川市 牧之原市（静岡空港を除く。）
清水税関支署 静岡空港出張所	静岡県のうち 島田市及び牧之原市のうち静岡空港
豊橋税関支署 衣浦出張所	愛知県のうち 半田市 碧南市 西尾市 大府市 高浜市 知多郡
豊橋税関支署 蒲郡出張所	愛知県のうち 蒲郡市 須田郡
名古屋税関 中部外郵出張所	愛知県常滑市セントレア3丁目のうち 郵便法（昭和22年法律第165号）第2条に規定する者が国際郵便の業務を行う事業所内
名古屋税関 南部出張所	愛知県のうち 常滑市（中部空港税関支署及び中部外郵出張所の管轄区域を除く。） 東海市 知多市

名古屋税関 西部出張所	愛知県のうち 弥富市及び海部郡のうち飛島村並びにこれらの地先
四日市税関支署 津出張所	三重県のうち 津市 伊勢市 松阪市 鳥羽市 志摩市 多気郡 度会郡のうち玉城町、南伊勢町
四日市税関支署 尾鷲出張所	三重県のうち 尾鷲市 熊野市 度会郡のうち度会町、大紀町 北牟婁郡 南牟婁郡